

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認・請求を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得活用して診療を行い、質の高い医療の提供に努めています。今後は、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施する予定です。

この体制により2024年6月1日から、健康保険法の診療報酬算定に基づき医療情報取得加算として以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合（保険証持参の場合）】

（マイナ保険証を利用して診療情報提供に同意されない場合も含む）

医療情報取得加算1・・・初診時 3点（月1回）

医療情報取得加算3・・・再診時 2点（3ヶ月に1回）

【マイナ保険証を利用し診療情報提供に同意された場合】

（他医療機関からの診療情報をお持ちの場合も含む）

医療情報取得加算2・・・初診時 1点（月1回）

医療情報取得加算4・・・再診時 1点（3ヶ月に1回）

【初診時】

医療DX推進体制整備加算・・・8点（月1回）

- マイナ保険証は月1回ではなく、受診の都度毎回確認が必要です。
- 家族等が代理でマイナ保険証を利用し受付をする場合は、暗証番号認証が必要です。